



農 委
だより

京田辺

第57号 平成22年10月発行 編集・広報アイデア委員会 発行・京田辺市農業委員会（京田辺市田辺80）



はじめての田植え体験

目次

1面 ◆ 目次

2面 ◆ 親子で田植えを
楽しもう！

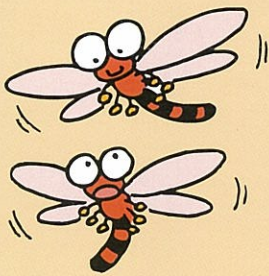
3面 ◆ 「きょうと女性
農業委員の会」
研修交流会参加報告

◆ なくそう農地の無断転用

4面 ◆ メリットいっぱい
農業者年金

5面 ◆ 安心貸し借り
活き活き農業

6面 ◆ 農家の声
「後継者として」
農業修行中！



親子で田植えを 楽しもう！

6月13日、大住岡村公民館東の田で市内小中学生と保護者を対象とした田植え体験が、NPO法人京田辺市青少年育成会の主催で行われました。

主食であるお米を自分たちで作るといふ体験を通して、農作業の楽しさを自覚し、子供たちが成長した時に一人でも多く農業に興味を持ってもらうことを目的に開催されました。

当日はあいにく雨模様でしたが、農家のおじさんが持つロープを目印に親子で苗を植えていきました。最初は泥の感触を嫌がったり、足をとられて尻餅をついたりする子もいましたが、終盤は泥遊びをしたりと楽しみながら田植えをしていました。



植え付けはおじさんが持つロープが目印

雨が強くなる前に田植えを終えて、公民館に移動して田植えから収穫までの説明を聞いたり、おしゃべりしながら昼食をとり、秋の収穫に胸をふくらませていました。



汗を流した後の昼食は格別

「きょうと女性農業委員の会」 研修交流会参加報告

農業委員 奥西和子

6月25日、平安会館にて、四万克代会長のもと『平成22年度「きょうと女性農業委員の会」研修交流会』が開催されました。きょうと女性農業委員会の目的は、「府内の女性農業委員が集い、委員相互の交流・研鑽をはかるなかで農業委員として資質向上を促し、もって農業委員会活動の活性化と地域農業・農村の発展に寄与することをめざす」です。

今回参加人数は会員39名中26名（14市町村）でした。研修は、前回希望のあった「わかる 農地法」改正点と農業委員活動」について、講師の全国農業会議所より1時間の講演がありました。

意見交換は1時間ほどで時間が足りないくらいでした。女性が農業委員として活動するのは環境的に難しいことや、まず家族の理解が必要なことや、議会推薦で選ばれ現在活動している様子とか、女性の席を死守せねばならないとか、色々意見が出ましたが、人材の不足もあるようで現状はきびしいと感じました。

今年度は年3回の交流会、第5回総会とシンポジウムの参加に加えて平成23年3月に全国段階の女性農業委員組織が設立予定です。

今回の交流会参加で、女性農業委員が支えられていると感じました。あと少しの任期期間ですが、微力ながら貢献できればと思います。



土地を守り
有効利用
するために

なくそう農地の
無断転用

農地の転用には許可が必要です

(市街化区域内は届け出)

◎農地転用とは

農地を住宅、工場用地、道路、山林などの農地以外の用途に転換することです。

①対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。

地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性が有る限り農地です。また、地目が農地でなくても肥培管理がされていれば、農地とみなされ、転用には許可が必要です。

②一時的な農地転用にも許可が必要です。

③無断転用(許可を得ない転用)には、厳しい措置が講じられます。

許可を得ない転用者には、都道府県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元させることもできます。これに従わない場合は、最高三年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処されます。

※農地転用の手続きについては、まず事前に農業委員会に相談を！

農地法の許可申請は、毎月二十日がメ切です。

二十日が土・日・祝日の場合は、その前日がメ切日になります。

市街化区域内の農地の転用届出は、随時受付します。

- ・担い手に役立つ情報が満載
- ・週刊なので読みやすく負担が少ない



※お申し込みは
農業委員会事務局まで



・担い手に役立つ情報が満載

・週刊なので読みやすく負担が少ない
※お申し込みは農業委員会事務局まで



全国農業新聞

週刊 金曜日発行
月600円、年7,200円
(消費税込)

- 購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
- 発行所
全国農業会議所
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34M Tビル
電話 035251-3910
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

京田辺市農業委員会は農業者年金を推進しています。

メリットいっぱい農業者年金

○加入の要件は3つだけ

- ① 国民年金の第1号被保険者で、
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60歳未満の人なら誰でも加入できます。

安心・安定の公的年金

加入者が積み立てた保険料と運用益を将来年金として受給できます。高齢世代の年金を、現役世代が支払っていく国民年金とは違い、長期的に安定した制度です。

国が保険料を補助

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、月額最高1万円の保険料の補助があります。

自由に選べる保険料

月額2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に決められ、いつでも見直すことができます。

節税メリット

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。さらに、生計を一にする配偶者や後継者の保険料も、経営主の所得から控除できます。

ガラス張りの運用

積立・運用状況を加入者全員に対して毎年通知します。

80歳までの保証付きの終身年金

年金は生涯支給され、80歳までに亡くなったとしても死亡一時金として支給されます。

入っていて本当に良かったのよ。
おかげで老後は困らんわい。



農業者年金の魅力を知って加入しよう！

安心貸し借り活き活き農業

農地の貸借を進めます 利用権設定の促進

◎農地の貸し借りが安心してできる利用権設定（農用地利用集積計画）

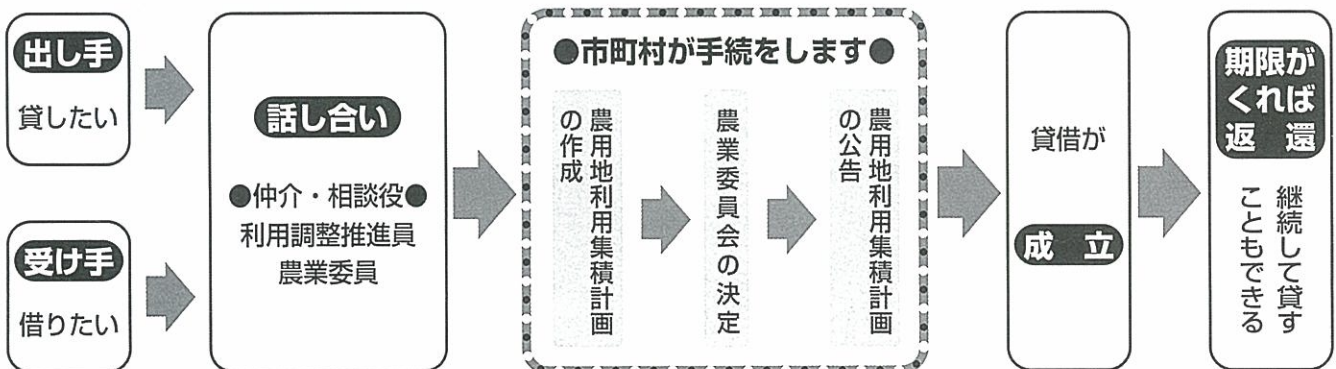
- ① 利用権設定（農用地利用集積計画）とは、「農業経営基盤強化促進法」という法律に基づく農地の貸し借りで、貸し手は、約束の期限がくれば、離作料を支払う事なく農地を確実に返してもらえ、一方、借り手は、期間中は安心して耕作ができる、農地の貸し借りが安心してできる制度です。農業委員会の決定を経て市町村が公告します。
- ② 利用権設定の方法
貸し手・借り手の話がまとまれば、「農地所有者代理事業加入申込書」及び「計画書」（市農業委員会にあります）を市農業委員会に提出して下さい。後日契約書を送ります。
- ③ 相談の窓口
地区の利用調整推進員（農業委員等）は、まとめ役ですのでお気軽にご相談下さい。



※次の土地、人は利用権の設定はできません。

- (1) 市街化区域内的の農地
- (2) 小作地
- (3) 売買等の登記の未登記の農地

利用権設定等促進事業の流れ



農用地の流動化を
進めています



農家の声

後継者として農業修行中！



サラリーマンを辞め、後継者として農業を始められた京田辺市田辺の西川康史さん（45）に投稿いただきました。

平成20年の1月に勤めていた会社を退職し、父の後継者として専業農家となり2年半が過ぎました。父も高齢になり今までより農業の規模を縮小していこうかと相談を受け、家族で話し合った結果、後継者となることを決めました。将来は農業をするつもりでしたが、父が現役である今の方がスムーズに技術指導をしてもらえらると考え、思い切って脱サラを決意しました。

サラリーマンの時は毎日帰宅が遅く、家族と顔を合わせる時間がない事もありましたが、農業では野菜の出荷作業など家族みんなで行う作業が多いので十分家族とコミュニケーションがとれるようになりました。時には議論からケンカになることもありますが、おかげで家族の結びつきが強くなったと感じます。

以前は農繁期に田植えと稲刈りを手伝うだけでしたが、全て自分でやらなければならなくなると今までわからなかった苦労が見えてきます。作物によって紐の結び方を変えたり、段取りよい準備がその後の作業に影響したり、覚えなければならぬ基本的な事がまだまだたくさんあります。そんな苦労も収穫した時の喜びで報われます。

販売ルートについてもサラリーマン時代の経験を活かして地元スーパーのサンフレッシュに野菜を卸し、それが評価されるようになると嬉しいものです。

今年から市の補助を受けて茄子の栽培を始めました。父から全面的に任せてもらってやり甲斐を感じ、父に感謝しています。しかし初心者なのでわからない事も多く農家の先輩方に手ほどきをうけながら日々勉強しています。

これからも意欲的に耕作面積を増やし、担い手として自立できるよう頑張りたいと思います。